

鏡石町まちづくり委員会委員名簿

1	最上 愛子	一般	応募
2	真船 義行	一般	応募
3	根本竜太郎	一般	応募
4	本田 淳子	一般	応募
5	飛沢 紀子	一般	応募
6	和氣由美子	一般	応募
7	鈴木かおる	一般	応募
8	面川美起子	一般	応募
9	大塚えり子	一般	応募
10	吉田ミネ子	一般	応募
11	和田 守央	一般	応募
12	園谷 正幸	農業振興推進委員会	
13	吉田 栄	農業青年会議所	
14	面川 洋子	農協職員	
15	廣瀬 奈津	商工会女性部	
16	山野遼周作	商工会青年部	
17	古内 勝利	商工会職員	
18	小栗 政次	PTA連絡協議会	
19	柳沼 光子	女性団体連絡協議会	
20	吉田 政孝	子ども会連絡協議会	
21	町島 洋一	あやめ株式会社	
22	横田 京子	読み聞かせボランティア	
23	佐藤 靖弘	体育協会	
24	柳沼 一良	国際交流推進協議会	
25	影山圭一郎	消防団本部	

順不同・敬称略



▲委嘱状を交付される最上委員

**まちづくり  
町民の皆さんの意見を**  
「第1回まちづくり委員会開催」  
町では、平成24年度から施行される「第5次総合計画」と「第3次国土利用計画」の策定にあたり、町民の皆さんの意見を計画に反映させ、よりよいまちづくりを目指すために、一般公募や各種団体の代表者によるまちづくり委員

会を設置しました。平成23年8月までに委員会としての意見をまとめ、町長へ提言することになります。  
「第5次総合計画」とは、平成24年度から10年間の鏡石町のまちづくりの設計図のようなもので、町はこの設計図に基づいて様々な施策を行っていくこととなります。同じく「第3次国土利用計画」も重要な計画で、町の土地利用方法や開発方針などを定める計画で、これも町の発展のために欠かす事の出来ない計画となっております。  
11月22日（月）に行われた第1回の委員会では、町長から委嘱状が交付された後、「私が目指すまちづくりとは、皆さんと一緒に、人によさしく、一年中花が咲きほこり、進化する鏡石町を築き上げることで。委員の皆さん

定です。  
町では、まちづくり委員会と同時に、町職員による「計画策定プロジェクトチーム」を11月8日（月）設置し、委員の立場からの計画策定に向けての意見をまとめていく予定です。  
▲町職員による計画策定プロジェクトチーム



▲町職員による計画策定プロジェクトチーム



▲タワーから釜山市内の眺望に一同感動



▲ピリリと辛い韓国料理に舌鼓



▲福島空港のロビーで出発前の打合せ



▲釜山市内の龍頭山公園タワー



▲アジアナ航空のジェット機で約2時間で韓国へ到着

鏡石町長と行く  
**韓国の旅“旅の思い出”**

福島空港利用促進特別企画として、11月15日（月）から18日（木）の旅程で行われた、「鏡石町長と行く韓国の旅」は、町長以下34名の町民の皆さんが、福島空港を発着に4日間の韓国の旅を満喫しました。今月は、旅の思い出を写真とともにお伝えします。  
参加者の皆さんは、福島空港からアジアナ航空のジェット旅客機で釜山へ向かい、釜山市内や慶州、ソウル市内を観光しました。参加者の皆さんは、お隣、韓国の雰囲気や本場の韓国料理を十分楽しんだようでした。  
福島空港からは、韓国への直行便が就航しています。韓国へは、福島空港から2時間ほどで到着します。ぜひ皆さんも福島空港を利用して、韓国を旅してみたいかがですか。



▲ソウル市の景福宮は映画に出てきそうなスケールです



▲世界遺産の仏国寺で記念撮影



▲慶州市内のレストランでは現地の民俗芸能でお出迎え



▲民族衣装の方と一緒に韓流ドラマの雰囲気でもパチリ



▲商品であふれる釜山市内の国際市場では、お土産選びにひと苦勞

**年金の請求をお忘れではありませんか？**

年金の請求を行えるにもかかわらず、ご自身年金を受給できないと誤解されている方がいらっしゃいます。ご自身が当てはまらないかぜひご確認ください。

- ①年金の加入期間が25未満の方  
カラ期間や生まれた年により25年未満でも受給できる場合があります。
- ②年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方  
70歳になっても年金は自動的に支払われません。あらためて請求が必要となります。
- ③厚生年金の加入期間がある方  
「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。
- ④厚生年金の加入期間がある方で「65歳以降に年金を受け取る」と思っている方  
厚生年金加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に支払われる「特別支給の老齢厚生年金」については、65歳になる前に請求しても、年金額は減額されません。
- ⑤65歳以上で会社にお勤めの方  
会社にお勤めの方でも、要件を満たす方については年金を受給することが出来ます。以上の事例についてあてはまる可能性がある方は、左記の相談窓口へご相談ください。

ねんきんダイヤル  
☎0570-051165  
郡山年金事務所  
☎024-932-3434